

1) 審議事項① 定款改正（会員）

公益社団法人日本診療放射線技師会の会員規定において第5条(法人の会員)
1 項 正会員に、「県内に居住または勤務する診療放射線技師及びエックス線技師であって、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者。」と規定されている。しかし現状では、異動後に県外で勤務や居住している会員が存在し、本人も他県の技師会入会を望んでいない、また、他県在住で本会技師会に入会を希望するものを有している。

それに対応するために、定款改正を行ったので審議をお願いいたします。

改定内容：第3章 会員

公益社団法人 広島県診療放射線技師会 定款改正（案）

令和7年6月22日定時総会審議

会員に関する規程

改正案	現行
第3章 会 員 (法人の会員) 第5条 本会に次の会員を置く。 (1) 正会員 診療放射線技師及びエックス線技師であって、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者。 (2) 名誉会員 正会員の中であって、本会に対し特に功労があった者のうちから、理事会の推薦に基づき総会において承認された者。 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	第3章 会 員 (法人の会員) 第5条 本会に次の会員を置く。 (1) 正会員 <u>県内に居住または勤務する</u> 診療放射線技師及びエックス線技師であって、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者。 (2) 名誉会員 正会員の中であって、本会に対し特に功労があった者のうちから、理事会の推薦に基づき総会において承認された者。 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
附則 1 令和7年6月22日第5条を一部改定	

1) 審議事項② 定款改正 (役員)

公益社団法人日本診療放射線技師会の会員規定において第 22 条(役員の設置)
2 項 監事に、「監事 3 名以内」と規定されている。公益社団法人及び公益財団
法人の認定等に関する法律が 2025 年 4 月 1 日に改正施行され、全ての公益法人
に外部監事の設置が義務化された。

それに対応するために、定款改正を行ったので審議をお願いいたします。

改定内容：第 5 章 役員等

公益社団法人 広島県診療放射線技師会 定款改正 (案)

令和7年6月22日定時総会審議

役員に関する規程

改正案	現行
第 5 章 役 員 等 (役員の設置) 第22条 本会に、次の役員を置く。 （1） 理事 2 0 名以上 2 5 名以内 （2） 監事 3名 以内 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、5 名を 常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律上の代表理事とし、前項の 副会長、常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の 業務執行理事とする。	第 5 章 役 員 等 (役員の設置) 第22条 本会に、次の役員を置く。 （1） 理事 2 0 名以上 2 5 名以内 （2） 監事 <u>2名</u> 以内 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、5 名を 常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律上の代表理事とし、前項の 副会長、常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の 業務執行理事とする。
附則 1 平成30年6月24日第5章の表記を改定 2 令和5年6月24日第26条を一部改定 3 令和7年6月22日第22条を一部改定	附則 1 平成30年6月24日第5章の表記を改定 2 令和5年6月24日第26条を一部改定

1) 審議事項③ 定款改正（財産及び資産の種別に関する規程）

令和 6 年 10 月 10 日に実施された広島県による「法人運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査」の際に広島県総務局総務課 公益法人担当者から定款に規定されている内容について指摘事項があった。

それに対応するために、定款改正を行ったので審議をお願いいたします。

改定内容：第 7 章 資産及び会計

公益社団法人 広島県診療放射線技師会 定款改正（案）

令和7年6月22日定時総会審議

財産及び資産の種別に関する規程

改正案	現行
（財産の種別） 第38条 本会の財産は、基本財産及びその他の資産の<u>2種類</u>とする。 2 基本財産は、<u>本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表に定めた財産とする。</u> 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。	（財産及び資産の種別） 第38条 本会の財産は、基本財産、特定資産及びその他の資産の 3 種類とする。 2 基本財産は、<u>次に掲げるものをもって構成する。</u> （1）基本財産は、<u>本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をもって構成する。</u> <u>（2）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第16号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして末尾の別表において特定の財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）とする。</u> 3 特定資産は、<u>記念事業積立預金（特定費用準備資金）の資産をもって構成する。</u> 4 <u>その他資産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。</u>
附則 1 平成30年6月24日第38条、39条を新たに追加 2 平成30年6月24日第40条、41条、42条、43条、44条、45条は条数を変更 <u>3 令和7年6月22日第38条を改定</u>	附則 1 平成30年6月24日第38条、39条を新たに追加 2 平成30年6月24日第40条、41条、42条、43条、44条、45条は条数を変更

2) 審議事項 諸規定改正

(役員の報酬及び謝礼金に関する規程変更)

令和6年10月10日に実施された広島県による「法人運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査」の際に広島県総務局総務課 公益法人担当者から諸規定に規定されている内容について指摘事項があった。

それに対応するために、定款改正を行ったので審議をお願いいたします。

改定内容：役員の報酬及び謝礼金に関する規程

公益社団法人 広島県診療放射線技師会 諸規程改正

令和7年6月22日定時総会審議

役員の報酬及び謝礼金に関する規程

改正案	現行
役員 <u>定額</u> 報酬及び謝礼 <u>報酬</u> に関する規程 (<u>定額報酬</u>) 第3条 当会は、常勤役員の職務遂行の対価として <u>定額</u> 報酬を支給することができる。 2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表）に基づき定額報酬を支給する。 (定額報酬の支給) 第5条 定額報酬の支給日は、毎月末日とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨 <u>で直接</u> 、又は当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。 ※（公表は第12条に移動）	役員 <u>の</u> 報酬及び謝礼 <u>金</u> に関する規程 (<u>報酬の支給</u>) 第3条 当会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表）に基づき定額役員報酬を支給する。 (定例報酬の支給) 第5条 定例報酬の支給日は、毎月末日とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。 (公表) <u>第6条</u> 当会は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

改正案	現行
(謝礼報酬) 第6条 非常勤役員には、公益目的事業である<u>イベント・会議</u>、公益社団法人日本診療放射線技師会総会及び理事会（定款第31条に基づく理事会において本会の事業遂行またはそのために移動を伴う行動において、<u>時間的制約および責務を有する場合</u>）に出席した者に対し謝礼報酬を支給することができる。 (謝礼報酬金額) 第7条 謝礼報酬の支給額は1日当たり、<u>公益目的事業であるイベント・会議は、2,000円</u>、公益社団法人日本放射線技師会総会は、10,000円、<u>理事会は、2,000円とする。ただし、源泉徴収後の金額とする。</u>尚、旅費交通費に関しては実費を精算し、支給するものとする。 <u>2 会員外の外部理事及び監事への報酬支給額は1日当たり20,000円とし、第1項と同様に源泉徴収後の金額とし、また旅費交通費を実費精算し支給するものとする。</u>	(非常勤役員に対する謝礼金) 第7条 非常勤役員には、<u>公益目的事業である中四国放射線技師協議会主催の事業</u>、公益社団法人日本診療放射線技師会総会に出席した者に対し謝礼金を支給することができる。 (謝礼金額) 第8条 謝礼金の支給額は1日当たり、<u>中四国放射線技師協議会主催の事業・公益社団法人日本診療放射線技師会総会</u>は、10,000円とする。尚、旅費交通費に関しては実費を精算し、支給するものとする。
(謝礼報酬の支給) 第8条 謝礼金の支給日は、各イベント、<u>会議及び理事会</u>終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を<u>通貨で直接</u>、又は当該非常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。 (謝礼報酬の定義等) 第9条 謝礼報酬において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)謝礼報酬とは、<u>本会の事業活動において役割を担い、その事業遂行のために時間的な制約、行動責務を有する場合に支払うことができる手当をいう。</u> (2)謝礼報酬は、<u>第3条の定額報酬および第6条の講師謝礼金とは重複してはならない。</u> (公表) 第12条 当会は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。	(謝礼金の支給) 第9条 謝礼金の支給日は、各イベント終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該非常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。
附則 1 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。 2 平成30年6月10日一部改正 3 令和4年12月18日第7,8条一部改正 <u>4 令和7年6月22日一部改正</u>	附則 1 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。 2 平成30年6月10日一部改正 3 令和4年12月18日第7,8条一部改正